

岡山県危機管理体制整備方針

平成15年 1月16日

最終改正 平成22年 4月 1日

1 目的

県民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模な自然災害、重大な事故及び事件等の緊急事態が発生又は発生するおそれがある場合（以下「緊急事態等」という。）において、情報の収集伝達や応急対応を迅速かつ的確に行い、被害を最小限にとどめるため、庁内の危機管理体制について再編整備を行うものである。

2 危機管理体制整備の原則

庁内の危機管理体制は、あらゆる緊急事態等を想定したものとし、従来から構築されてきた体制を尊重しながらも、緊急事態等の状況に応じて直ちに必要な体制をとり得るよう可能な限り単純化・一元化することとし、緊急事態等の対応を原則として「注意体制」、「警戒体制」、「特別警戒体制」、「非常体制」の四体制で行うものとする。

3 緊急事態等への対応の基準

四体制の基準は、原則として次のとおりとし、可能な限り具体的な移行基準をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 注意体制

- ① 自然災害等により災害が予測される場合
- ② 相当の事故、事件が発生した場合

(2) 警戒体制

- ① 自然災害等により災害が顕在化する場合
- ② 相当の事故、事件が拡大するおそれがある場合

(3) 特別警戒体制

- ① 自然災害等により被害発生が確実化する場合
- ② 相当の事故、事件により相当程度の被害が発生又は発生するおそれがある場合

(4) 非常体制

- ① 自然災害等により甚大な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- ② 相当の事故、事件により甚大な被害が発生又は発生するおそれがある場合

4 対応組織

四体制における対応組織については、原則として次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 注意体制 | 所管課室 |
| (2) 警戒体制 | 所管部局 |
| (3) 特別警戒体制 | 関係部局（統括：危機管理チーム） |
| (4) 非常体制 | 全 庁（統括：災害対策本部） |

5 危機管理チーム

- (1) 危機管理チームは危機管理監のほか、緊急事態等への対応の全庁的管理を行うために必要な、危機管理チーム設置要綱別表に掲げる関係課長等をもって構成する常設の組織とする。
- (2) 危機管理チームの所掌する業務は概ね次のとおりとし、設置・運営についての詳細は別に定める。
 - ① 非常体制時における災害対策本部の指示の伝達、実行状況の把握等
 - ② 所管部局等が明確でない緊急事態等の初期対応等
 - ③ 特別警戒体制時における全庁的危機管理
例：情報の収集の指示及び分析、対応方針の企画立案及び指示、関係機関との連絡調整の指示、災害対策本部員に対する状況の報告等
 - ④ 危機管理に係る各種計画等の整備の検討、調査研究、訓練等

6 危機管理監

- (1) 危機管理監は、危機管理チームを統括し、緊急事態等に対する県の対応が一体的かつ効果的に実施されるよう、総合的な調整を行わなければならない。
- (2) 危機管理監は、特別警戒体制又は非常体制をとったとき若しくは大規模災害等に対する全庁的な危機管理の必要があると認められるときは、危機管理チーム会議を招集するものとする。
- (3) 危機管理所管部局等が明確でない緊急事態等が発生した場合は、危機管理監は危機管理チームを招集して、危機管理所管部局等が決定されるまでの間、当該事態に対する初動対応等を行わなければならない。
- (4) 危機管理監は、危機管理所管部局等に対して、緊急事態等に関する資料若しくは情報の提供又は予防若しくは応急対策の実施等必要な措置をとることを要請することができる。

7 緊急事態等における取り扱い

- (1) 危機管理所管部局等の長は、緊急事態等に関する情報を取得し、注意体制若しくは警戒体制をとったとき、又は緊急事態等の予防若しくは応急対策のための措置を実施したときは、直ちにこれを危機管理監に報告するものとする。
- (2) 所管部局の長は、緊急事態等の内容又は対応すべき業務の量等を勘案し、当該部局において危機対応ができないと判断した場合は、危機管理監に特別警戒体制による対応を要請することができる。
- (3) 危機管理監は、所管部局からの要請がない場合においても、必要と認める場合は特別警戒体制をとることができる。
- (4) 危機管理監は、特別警戒体制をとる場合には、あらかじめ知事に報告して了承を得るものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、この限りでない。
- (5) 危機管理監は、緊急事態等の状況を勘案して、非常体制による対応が必要と認める場合には、直ちにその旨を知事に具申しなければならない。

8 平常時における所管部局・課室の長の役割等

- (1) 緊急事態等への対応を所管する部局・課室（以下「危機管理所管部局等」という。）は、原則として当危機管理体制整備方針に沿って、危機管理マニュアル等を作成し又は見直すものとする。
- (2) 危機管理所管部局等が明確でない緊急事態等については、危機管理監は、危機管理チームの意見を聞いて、適當と認める部局に当該緊急事態等に係る危機管理所管部局等となることを要請することができる。
- (3) 危機管理所管部局等は、危機管理マニュアル等を作成し又は見直したときは、危機管理チーム構成員を通じて、これを危機管理監に提出するものとする。
- (4) 危機管理監は、危機管理マニュアル等の作成及び実施に関し、危機管理所管部局等からの協議に応じ、意見を述べることができる。

9 その他

- (1) この危機管理体制整備方針に基づき、必要な規程の整備等を行う。
- (2) 危機管理チームの設置は、平成15年1月16日とする。
- (3) 岡山県震災対策推進会議及びテロ関係庁内連絡会議は廃止する。

附 則

この方針は、平成15年 1月16日から施行する。

この方針は、平成22年 4月 1日から施行する。